

一般社団法人 日本腎臓学会 学術大会規定

1. 定款施行細則第13条に定める学術大会は、日本腎臓学会東部学術大会、または西部学術大会と呼称する。
2. 本学術大会は、この法人の東部並びに西部の学術集会として、腎臓学に関する研究発表と学術交流を図ることを目的とする。
3. 本学術大会は、目的の達成のために次の事業を行う。
 - (1) 学術講演会の開催
 - (2) その他、本会の目的達成に必要な事業
4. 東部は静岡・山梨・長野・新潟以東の都道府県、西部は愛知・岐阜・富山以西の府県とする。
5. 各学術大会は、大会長を置く。
 - (1) 大会長は、別に定める規則で選出し、理事会の承認を受けるものとする。
 - (2) 大会長は、学術大会を統括する。
 - (3) 大会長は、理事会に出席し、発言することができる。
 - (4) 大会長の任期は、学術大会終了日の翌日から当該年度の学術大会終了日までとする。
 - (5) 大会長は、副大会長を置くことができる。
 - (6) 大会長は、学術大会の開催される6カ月前までに、会期、会場、演題募集要項など学術大会開催に関する事項を、学会誌に公示する。
 - (7) 大会長は、その職務に堪えない不測の事態に備え、あらかじめ職務を代行する者を指名するものとする。
6. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
7. 事務局は次のとおりとする。

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目28番8号
日内会館 (一社) 日本腎臓学会事務局
TEL03-5842-4131 Fax03-5802-5570

付 則

- 1 本規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本細則は一部改正の上、令和1年9月2日(令和1年第1回臨時理事会終了翌日)から施行する。
- 3 本細則は一部改正の上、令和5年5月14日(令和5年第1回定例理事会終了翌日)から施行する。